

八王子市立片倉台小学校

P T A 規約

1. 名称

この会は、八王子市立片倉台小学校 P T A といいます。

2. 目的

この会は、憲法、教育基本法の精神に従い、保護者と教職員が協力して、学校、家庭、社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とします。

3. 活動

この会は、その目的を達成するため、次の活動を行います。

- (1) 教育に対する理解を深めるための学習をします。
- (2) 児童の教育的環境をよりよいものとします。
- (3) 家庭と学校が協力して児童の生活を補導します。

4. 活動方針

活動は、次の方針に基づいて行います。

- (1) 児童の教育、福祉のために活動する他の団体と協力します。
- (2) この会は、特定の政党や宗教にかたよらず、営利目的の活動はしません。
- (3) 学校の人事および管理には干渉しません。

5. 会員

この会は、片倉台小学校児童の保護者（保護者会員）と教職員（教職員会員）で構成します。

6. 会計

- (1) この会の経費は、会費および雑収入で運営します。
- (2) 会費は 1 世帯あたり原則年額 2,000 円とします。
ただし年度計画としての予算および繰越金の状況から判断して、総会における予算案の議決を以って、年額 2,400 円を上限としてその範囲内で増減させることを可能とします。
- (3) 会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとします。
- (4) 転出時の返金については、当該年度内に申請するものとします。

7. 本部役員および会計監査

- (1) この会に次のとおり本部役員をおきます。
 - ① 会 長 保護者から 1 名選出
 - ② 副会長 保護者から 2 名以上、教職員から 1 名選出
 - ③ 書 記 保護者から 2 名以上、教職員から 1 名選出
 - ④ 会 計 保護者から 2 名以上、教職員から 1 名選出

(2) この会に会計監査をおきます。

- ① 会計監査 保護者から2名選出
- ② 過去に本部役員経験がある保護者の中から選出するものとします。
- ③ 選出は本部役員が担当します。

(3) 本部役員および会計監査の職務は次のとおりとします。

- ① 会長は、この会を代表します。
- ② 会長は、本校学校運営協議会委員および八王子市青少年対策由井西地区・中山地区委員会委員の理事の任に就くものとします。
- ③ 副会長は、会長を補佐します。
- ④ 書記は、会の重要事項を記録するとともに、総務に関する事項を処理します。
- ⑤ 会計担当は、会計に関する事項を処理します。
- ⑥ 会計監査は、この会の会計に関する監査を行います。

(4) 本部役員および会計監査の任期は、定期総会から次の定期総会までの1年とし、留任は妨げません。

ただし、会長の任期は通算3年を限度とします。

(5) 本部役員は、全会員の中から希望参加制により選出します。

(6) 本部役員に欠員が出た場合は、残った任期について選出することができます。

ただし、会長もしくは副会長に欠員が出た場合は、本部役員内で役職を変更することができます。

8. 校長

校長は、学校運営の立場から、各会議に出席し意見を述べることができます。

9. 総会

- (1) 総会は、この会の最高決議機関とします。
- (2) 定期総会は毎年度はじめに行い、臨時総会はPTA会長が必要と認めたときに開くことができます。
- (3) 総会は委任状を含めて過半数の会員の出席によって成立します。ただし、保護者会員は1世帯を1名と数えるものとします。
- (4) 議事は出席者の過半数をもって決議します。

10. 役員会

- (1) 役員会は、本校校長と規約7(1)に規定する本部役員をもって構成します。
- (2) 役員会は、PTA会長が招集し、対面、オンライン会議システム、書面等、適切な方法によって開催できるものとします。
- (3) PTA活動全般の運営に関する方針策定と運営準備を行います。

11. サークル

- (1) 活動ごとに全会員よりメンバーを募集し、自主的に集まったメンバーで年度ごとに企画運営します。
- (2) サークルの設置は、役員会で決定できるものとします。

12. 専門委員会

- (1) 特定の専門的な事項に関する調査研究、執行のための委員会を常時、または臨時におくことができます。
- (2) 委員会は、PTA会長が必要と認めたときにおくことができます。

(3) その他の専門委員会に関する事項は細則で定めます。

13. 細則

(1) この規約に定める細則のほか、会の運営に必要な細則を規約の精神の範囲内で制定することができます。

(2) 制定、改廃については、総会において出席者の1/2以上の賛成を必要とします。

14. 規約改正

この規約は、総会において出席者の2/3以上の賛成があれば改正することができます。

15. 付則

(1) この規約は、昭和58年4月23日一部改正施行します。

(2) この規約は、昭和60年4月20日一部改正施行します。

(3) この規約は、昭和63年4月16日一部改正施行します。

(4) この規約は、平成2年4月21日一部改正施行します。

(5) この規約は、平成18年4月20日一部改正施行します。

(6) この規約は、平成19年4月26日に一部改正し、平成20年4月1日より施行します。

(7) この規約は、平成22年3月9日に一部改正し、平成22年4月1日より施行します。

(8) この規約は、平成25年4月22日一部改正施行します。

(9) この規約は、平成26年11月25日に一部改正し、平成27年4月20日より施行します。

(10) この規約は、平成29年4月18日一部改正施行します。

(11) この規約は、平成30年4月23日一部改正施行します。

(12) この規約は、平成31年4月22日一部改正施行します。

(13) この規約は、令和2年5月21日一部改正施行します。

(14) この規約は、令和6年3月6日一部改正施行します。

(15) この規約は、令和6年5月7日一部改正施行します。